

本人・扶養家族の保険証の回収にご協力をお願いします

退職された方の保険証は確実にご返却ください。

会社を退職した場合や、健康保険の扶養家族から外れた等により、健康保険の加入資格を喪失した場合は、資格喪失日以降その保険証は使用できません。

事業所のご担当者様におかれましては、資格喪失された方から確実に保険証を回収していただき、資格喪失届・被扶養者異動届(電子申請の場合は到達番号がわかる書面)に保険証を添付のうえ、日本年金機構へ提出してください。また、以下の点について、退職される方へ周知をお願いいたします。

- ❶ 保険証は退職日の翌日から使用できないこと。
- ❷ 資格が切れた保険証を使用すると、医療費を返還していただく場合があること。
- ❸ 他の健康保険への切り替え手続きが必要となること。



協会けんぽ山口支部では、保険証の回収についての周知用リーフレットを作成しています。ご担当者様におかれましては、退職される方へお渡しするなど、適宜、ご活用ください。

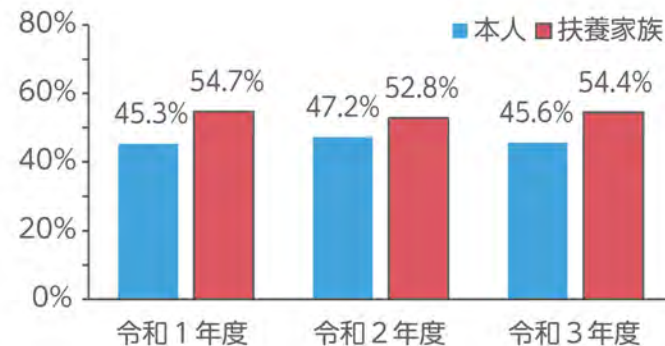
詳しくはこちらから



実は 扶養家族の割合が高いんです！

右図は山口支部における無資格受診による医療費返還請求の発生割合を、本人受診分・扶養家族受診分に分けて表したものです。過去3年度分の数値を見ると、いずれも扶養家族の方の発生割合が高くなっています。

※山口支部の加入者構成は、本人が約6割、扶養家族が約4割となっています。



例えば、次のようなことはありませんか？

- ❶ 扶養家族が遠方に住んでいるため、保険証の返却が遅れてしまった。
- ❷ 収入増などで扶養家族に該当しなくなったが、扶養解除の手続きが遅れてしまった。
- ❸ 別居やその他の事情により配偶者や子が扶養から外れたが、保険証は回収しなかった。



扶養家族が無資格の期間に保険証を使って医療機関等を受診した場合、被保険者と同様に協会けんぽが負担した医療費は、後日、被保険者本人へ返還請求を行うこととなります。

上記のケースのように、扶養家族から外れる場合は、該当者の保険証の回収をお願いします。

保険証を早期回収いただくことで無資格受診の防止になり、ひいては保険料率上昇の抑制につながります。

今後とも、保険証の早期回収につきご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



いきいきつうしん

令和5年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせ

山口支部の健康保険料率は引き下げとなります

令和5年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の **10.15%**



令和5年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の **9.96%**

介護保険料率もあわせて変更となります

令和5年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の **1.64%**



令和5年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の **1.82%**

★介護保険料：40歳～64歳の方のみ加算

★任意継続健康保険の保険料は4月分(4月納付分)から変更になります。

インセンティブ制度における令和3年度実績

協会けんぽでは、各支部の健康保険料率の決定にあたり、5つの評価指標の実績に基づくランキング付けをし、47支部中上位23支部に報奨金を付与することによって健康保険料率を引き下げる仕組み(インセンティブ制度)を導入しています。当該年度の取組みは、翌々年度の健康保険料率に反映される仕組みとなっており、令和3年度の取組みの結果、山口支部は全国40位であったために、令和5年度の健康保険料率についてはインセンティブが獲得できませんでした。

山口支部の課題

- (1) 健診受診機会の拡大
 - (2) 特定保健指導の効果的な実施による対象者の減少
- ※上記の項目は、令和5年度以降に評価の配点の割合が高くなる項目です。

山口支部の取り組み

- ・健診可能な機関の拡大
- ・集団健診機会の拡大
- ・特定保健指導機会の拡大

事業主様へのお願い

従業員の皆様や40歳以上のご家族様に健診を受けていただけるようなお声がけや、対象者に特定保健指導を受けていただける体制づくりなどにご協力をお願いいたします。
※令和5年度からは、生活習慣病予防健診の自己負担額がお安くなり、より受けやすい環境となります。

【令和3年度実績】総合40位 / 47支部中

5つの評価指標	令和2年度順位	令和3年度順位
① 特定健診等の実施率 課題	8位	40位
② 特定保健指導の実施率	23位	25位
③ 特定保健指導対象者の減少率 課題	17位	41位
④ 要治療者の医療機関受診率	40位	27位
⑤ ジェネリック医薬品の使用割合	2位	18位
総合順位	16位	40位

35歳以上の被保険者(ご本人)様の皆さまへ

さらに充実、一步先へ！
協会けんぽの「健康づくり」事業



令和5年4月
スタート！

生活習慣病予防健診等の 自己負担の軽減

定期健康診断と生活習慣病予防健診の内容・負担額等を比較のうえ、生活習慣病予防健診の利用をご検討ください。

健診費用 (一般健診) ※健診費用の総額は最大18,865円	最高 7,169円	→	最高 5,282円
健診内容 (一般健診)	定期健康診断の項目 [血圧測定 血液検査 尿検査 などの法定項目]	プラス	肺、胃、大腸 のがん検診がセット！

→ 一般健診に追加できる付加健診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査の自己負担も同様に軽減します

生活習慣病予防健診を受診するには、生活習慣病予防健診を受診するには、以下の2通りがあります。ご都合のよい方法を選択してご予約ください。

- 個別** ▶方法①: 健診機関の施設 で受診 → 直接、健診機関にご予約を！
- 集団** ▶方法②: 集団健診 で受診 → 協会けんぽ山口支部ホームページで開催日程・場所・申込方法のご確認を！

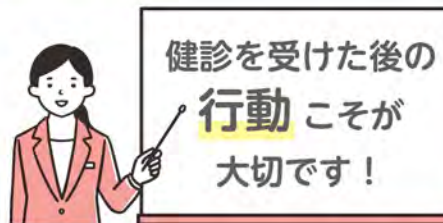
～40歳以上の被扶養者(ご家族)の皆さまへ～ 被保険者(ご本人)様を通じてお伝えください

令和5年度 特定健診も 個別 健診 の他、 集団 健診 を予定しています

令和5年度の特定健診の受診方法について、以下の方法で検討を進めています。

- 個別** ▶方法①: 健診機関の施設 で受診 → 直接、健診機関にご予約を！
- 集団** ▶方法②: 市町のがん検診と同時 に受診
- ▶方法③: 協会けんぽ主催の集団健診 で受診
- ▶方法④: 一部の健診機関での受診キャンペーン で受診
- 協会けんぽ山口支部ホームページで開催日程・場所・申込方法のご確認を！

※ 諸事情により内容を変更する場合があります。予めご了承ください。詳しくは、山口支部HPをご確認ください。
※ 受診券は、4月上旬にお届けする予定です。



- 異常なし → 引き続き、健康づくり、毎年の健診を！
- 生活習慣の改善が必要 → 協会けんぽの特定保健指導のご利用を！
- 医療機関への受診が必要 → 医療機関に早期受診を！

「協会けんぽ山口支部」で検索

協会けんぽ山口 検索

スマホからでも右記の二次元コードで山口支部HPがご覧いただけます



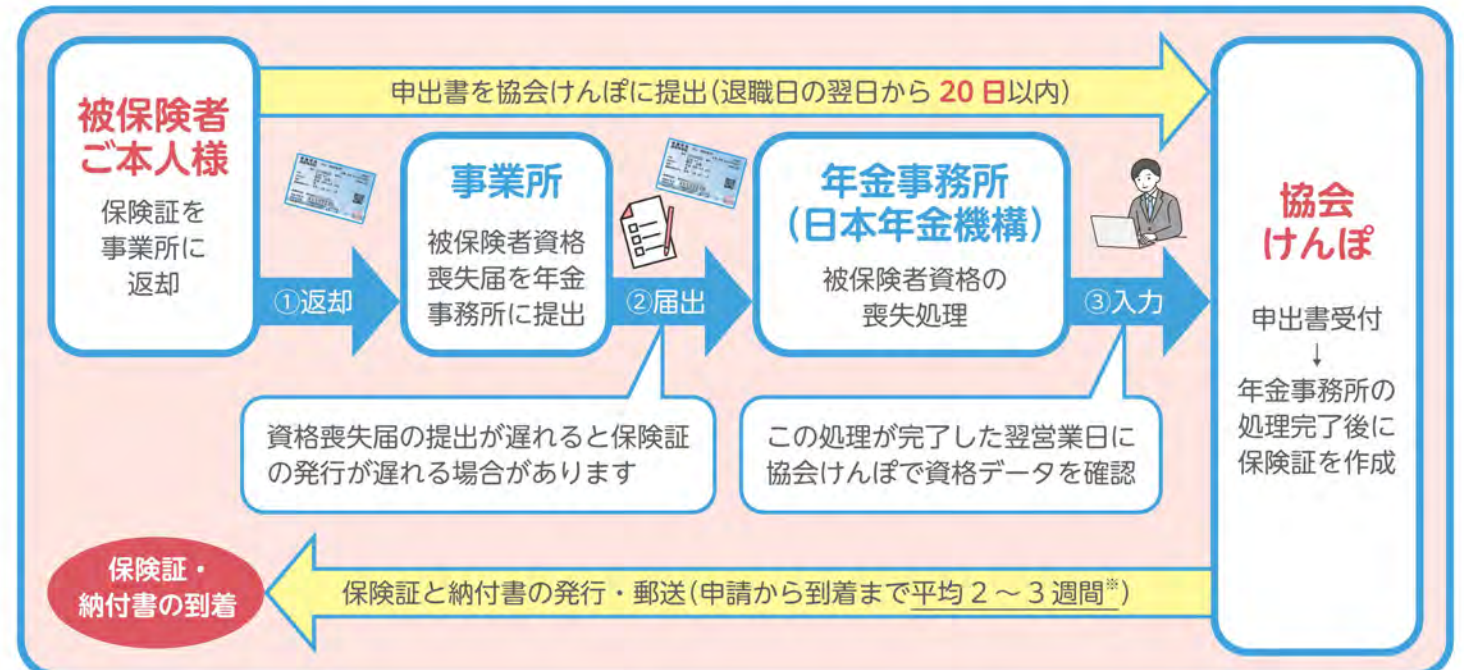
退職後の健康保険について

退職後の健康保険には、「協会けんぽの任意継続保険」・「国民健康保険」・「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの選択肢があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、お手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きを行うこと(郵送の場合は必着) 	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	扶養の条件を満たしている必要がありますので、ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	退職時の標準報酬月額(上限30万円) × お住まいの都道府県支部の保険料率 <ul style="list-style-type: none"> 40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、介護保険料が加わります。 被扶養者の有無は保険料に影響しません。 標準報酬月額の上限は年度末で変更となることがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります。 保険料の減免制度があります。 お住まいの市区町村役場で保険料が異なります。 保険料は、毎年度、変更になります。 	被扶養者としての保険料負担はありません。
加入期間	加入できる期間は2年です。	※ 健康保険組合に加入している方の任意継続保険については、ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。	

◆協会けんぽの任意継続保険に加入する場合は、お住まいの都道府県の協会けんぽ支部に、「任意継続被保険者資格取得申出書」(以下申出書と表記)を、郵送で退職日の翌日から20日以内(20日目が土日、祝日の場合は翌営業日)に届くようご提出ください。(※窓口の混雑防止のため、申出書の郵送にご協力をお願いいたします。)

任意継続の申請から保険証到着までの流れ



※任意継続の保険証は、申出書の健康保険資格喪失証明欄【事業主記入用】に記載をうけていただくか、申出書に退職日の確認できる証明書(事業主が証明した退職証明書の写し、雇用保険被保険者離職票の写し、資格喪失届写し等)を添付することで、早期(1週間程度)に発行することができます。

※任意継続被保険者資格取得申出書はこちらから入手できます。

